

衛生証明書 作成時の注意点

Point 1

Point 2

Point 3

文書番号●●●●

証明書
HEALTH CERTIFICATE

下記製品は●●株式会社●●工場にて製造されている。この製品は食品衛生法に従い製造され、日本において人間の消費に適している。
The products specified below is manufactured by ●● Company. This product is manufactured according to the Food Sanitation Act and it fits for human consumption in Japan.

記
MEMORANDUM

製造所名 ●●株式会社 ●●工場
Name of Manufacturer ●● Company, ●● Factory

住所 東京都●●区●●町・・・
Address of Manufacturer 1-1, ●●-cho, ●●-ku, Tokyo Japan

製造品名および詳細 「商品A」
Product name and detail 「Product A」

上記のとおり相違ないことを証明する。
I hereby certify that the above information is true

年月日：●●年●●月●●日
Date :

東京都●●区●●町●●番●●号 (保健所住所・和文)
●●保健所 (保健所名・和文)
所長 ジェトロ 太郎 (和文)
保健所 公印

1-1, maru ●●-cho, ●●-ku, Tokyo, Japan (保健所住所・英文)
●●Public Health Office (保健所名・英文)
Director (保健所名長・英文) JETRO TARO (英文)
直筆サイン

Point 1 人体に害がない旨の記載

- 人体に害がないとする旨の記載。様々なパターンが見られますが、以下2点がポイントと考えられます。
 - ① 食品衛生法に従い製造されたものであり
 - ② 日本において人間の消費に適している

Point 2 商品及び企業情報

- トルコの規則上、最低でも**製造業者または輸出者名、住所、商品名を記載する必要があります。**
- 保健所によっては、営業許可証の情報を参考に作成することから、許可認証番号や営業形態、営業許可の有効期限等を記載する例もみられます。

Point 3 署名欄およびサイン・公印

- 保健所名については、必ず**トルコ政府が作成する発行機関リストに登録されている名称と完全に一致する必要があります。**ただし保健所の英語名称は様々なパターンが見られることから、事前に輸入業者とリストをご確認ください。
- 各保健所の「地域名」が入ることで指摘される例もありますが、有効な対策はありません。輸入業者を通じて、「地域名」である旨を説明するしかありません。
- 日本の公文書では「組織名・役職名および公印」が記載される例もありますが、トルコ通関においては、署名部分に**組織名、役職名、責任者個人名、直筆サインが必要**です。またサインはなるべく青ボールペンで行ってください。

Point 4 その他、外務省アポステューユがあればより安全

留意事項

- ・ 本資料は2019年までの事例に基づき、情報提供を目的に作成しています。できるだけ正確な情報を提供できるよう努力しておりますが、判断基準や運用が変化する場合も多いため、通関の確実性を保証するものではありません。輸入業者との調整における参考用として、過去の事例を参考に作成していますが、本情報の採否はお客様のご判断ください。また、万一不利益を被る事態が生じてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。
- ・ 記載内容については、各保健所が発行する日本における営業許可証を参考に作成されている例が多く見られます。また、規則上は定められていませんが慣習上、外務省のアポステューユを得ておくことにより確実性が高まると考えられます。記載内容については必ず輸入業者と事前にご確認ください。